

寄企画収第200号  
平成24年8月10日

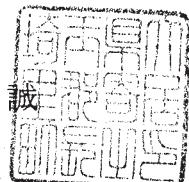
彩の国資源循環工場と環境を考えるひろば

代表 加藤晶子様

放射能から子どもを守る会@寄居・深谷

代表 白石里奈様

寄居町長 島田



寄居町の子どもたちを放射性廃棄物処理による  
被爆から守る公開質問状（請願）について（回答）

平成24年7月18日にご提出いただきました標記の請願につきまして、次のとおり回答いたします。

1につきまして、原子炉等規制法で規定している放射性廃棄物は、放射線を利用する原子力発電所、再処理施設などから排出される放射性核種を含んだ気体、液体、固体の廃棄物の総称であり、彩の国資源循環工場で扱う廃棄物はこれに該当しません。

2につきまして、放射性物質汚染対処特措法第48条は、国が処理しなければならないとされている特定廃棄物（対策地域内廃棄物又は指定廃棄物）の処理を行う者に対する規定であり、彩の国資源循環工場では、特定廃棄物を一切取り扱ってはおりません。

3につきまして、彩の国資源循環工場では、放射性物質汚染対処特措法の規定により、特定廃棄物以外の廃棄物を廃棄物処理法に基づき、安全に処理しているものであり、町といたしましては、これら関係諸法令が遵守されることにより、資源循環工場による健康への影響は出るとは考えておりません。

担当（請願窓口）  
企画課 企画・広報広聴班  
電話：048-581-2121 内線 361